

がけ崩れなどの危険から市民のみなさんの生命の安全を確保するため、  
がけに近接する住宅(危険住宅)を除却し、安全な場所に移転する際の費用の一部を助成します。

# 千葉市がけ地近接等危険住宅移転助成のご案内

## 《制度の利用をご検討される方へ》

- ・制度を利用される場合は、**必ず事前に都市安全課へご相談ください。**  
(市への申請前に契約等を結んだ場合は、助成の対象となりません。)
- ・**令和7年度の申請に関する事前相談を受付中です(令和6年9月末まで)**  
制度の利用には要件等がありますので、お早めにご相談ください。

## 対象となる住宅（危険住宅）

### 1. 次のいずれかの区域にある住宅のうち、**既存不適格の住宅**

(当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限り)

- (1)土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) →裏面の**参考1**へ
- (2)がけ条例規制区域のうち、次の要件ア・イの両方を満たすもの
  - ア.がけの高さが5mを超えるもの →裏面の**参考2**へ
  - イ.昭和47年10月20日より前に建てられたもの



### 2. 次のいずれかの区域にある住宅のうち、**建築後の大規模地震、台風などにより安全上または**

**生活上の支障が生じたもので、千葉県知事又は市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅**  
(避難指示については、公示された日から6か月を経過している住宅に限り)

- (3)土砂災害特別警戒区域、がけ条例規制区域
- (4)土砂災害防止法に基づく基礎調査が完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
- (5)過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域



この他にも助成対象要件があります。詳しくは裏面をご確認ください → →

## 助成内容

| 種別       | 助成対象  | 助成上限額                            |
|----------|---|----------------------------------|
| 危険住宅の除却  | 解体撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費                        | 97万5千円                           |
| 移転先住宅の取得 | 新たな住宅の建設等のために金融機関から融資を受けた場合の借入利子相当額(年利上限8.5%) | 421万円<br>[内訳]建物 325万円<br>土地 96万円 |

## 本制度に関するお問い合わせ・相談窓口

千葉市 がけ地移転



千葉市 都市安全課 土地班

(千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所新庁舎低層棟4階)

☎ : 043-245-5337

メール : anzen.URU@city.chiba.lg.jp



## 助成対象要件

- ① 危険住宅の所有者で、現に居住していること。
- ② ①の危険住宅を除却すること。
- ③ 移転先が土砂災害特別警戒区域内またはがけ条例規制区域内でないこと。
- ④ 移転先住宅の取得の助成を受ける場合は、移転先が千葉市内かつ別の危険住宅でないこと。
- ⑤ 市税の滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団員でないこと。

### (その他)

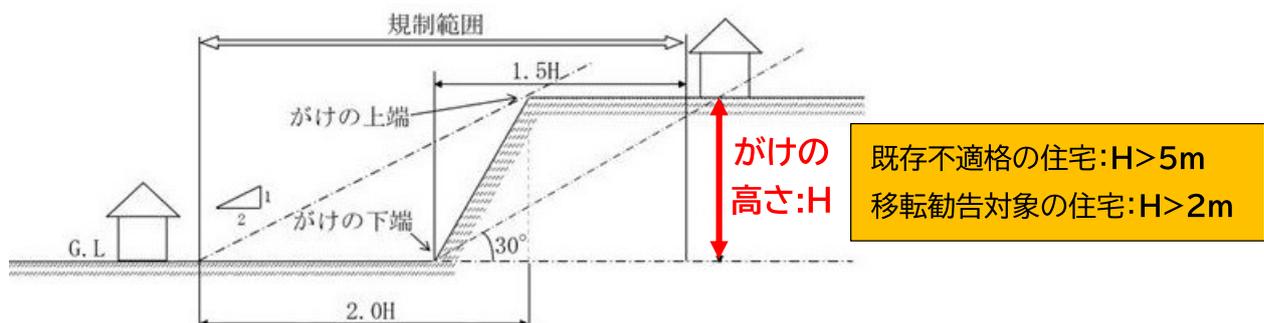
- ・建築基準法等に抵触している建物は助成の対象となりません。
- ・移転先住宅を新築する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年 法律第 53 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合が要件となります。
- ・移転先住宅の取得に対する助成は、金融機関から融資を受けて取得する場合のみ対象です。

### 参考1 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律」に基づき、千葉県知事が指定する区域です。下記ホームページ等で、お住いの場所が区域指定されているか確認できます。

| 千葉市ホームページ(防災対策課)  |   | 千葉県ホームページ  |   |
|---|---|--|---|
| 土砂災害<br>ハザードマップ   | 千葉市地震・風水害<br>ハザードマップ  | 土砂災害特別警戒区域等の一覧<br>(千葉土木事務所)  | ちば情報マップ   |
|  |  |  |  |

### 参考2 がけ条例規制区域 千葉県建築基準法施行条例第4条第1項の規定による区域です。(下図)



## 助成を受ける場合の手続きの流れ

